

**日本ホームヘルパー協会 中央研修会**  
**「成年後見制度の基礎知識」**

**司法書士 内田雅之**

# 講師自己紹介

- 氏名 内田雅之
- 職業 司法書士  
(鹿児島県司法書士会)
- (公社)成年後見センター・リーガルサポート会員

# (公社)成年後見センター・リーガルサポートとは？

- 成年後見に取り組む司法書士のみが構成員の公益社団法人
- 成年後見を行うための研修を実施  
⇒ 一定の研修を履修したもののみを「成年後見人候補者名簿」に掲載して家庭裁判所に提出
- 成年後見制度の普及発展のための活動

# 成年後見制度を学ぼう

- ① 成年後見制度の概要
- ② 成年後見人の職務と制度利用の効果
- ③ 成年後見制度利用のための手続き
- ④ 成年後見制度利用のための費用
- ⑤ 任意後見制度の概略
- ⑥ よくある質問と回答

# ①成年後見制度の概要

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度

後見

本人(被後見人)・成年後見人

保佐

認知症等の症状が重い

本人(被保佐人)・保佐人

補助

本人(被補助人)・補助人

# ①成年後見制度の概要

後見・・・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。）

保佐・・・精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。）

補助・・・精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。）

## ①成年後見制度の概要

認知症，知的障がい，精神障がい

などで，判断能力が不十分な方の権利  
を擁護するための制度

⇒ 「代理権」と「同意権・取消権」を  
利用して，本人を支援し，見守る。

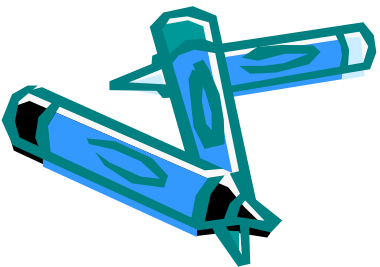
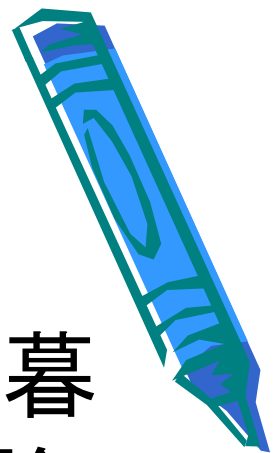
たとえば…

(相談1)

私の母は、鹿児島市の自宅で一人暮らしをしていますが、最近、認知症と診断されました。

私は東京に住んでいるのですが、私自身も病気になり、これ以上、鹿児島の母のことを世話するのが困難になってきました。

なにか、よい方法はない  
でしょうか？



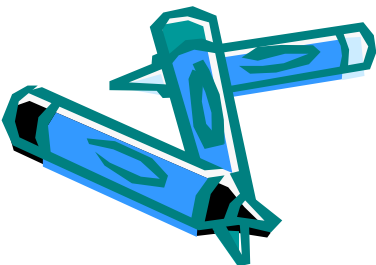
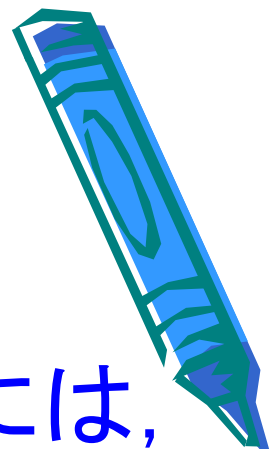


## 後見制度を利用すると

★施設に入所する必要が出た場合には、施設との契約を後見人が「代理」します。

★施設への費用や医療費の支払いを後見人が「代理」します。

★施設に定期的に訪問して、本人の様子を確認したり、施設との諸連絡をとり、後見人が本人を見守ります。

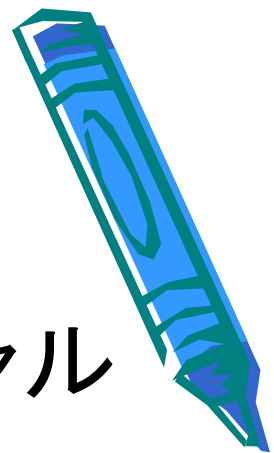
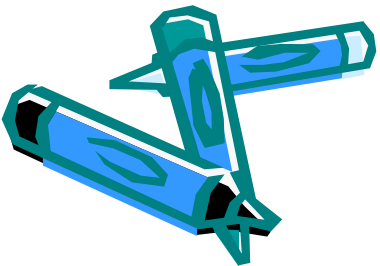


## (相談2)

私は、精神科病院に勤めるソーシャルワーカー(相談員)です。

今度、Aさんが退院するのですが、Aさんがトラブルなく地域生活が送れるか心配です。とくに、Aさんは最近、遺産を相続したばかりで、その管理がご自分でできるのか……

なにか、よい方法はないでしょうか？

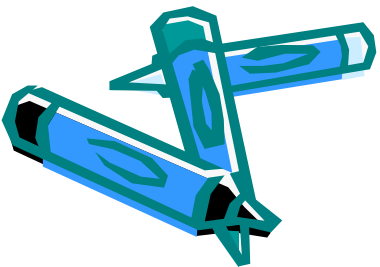
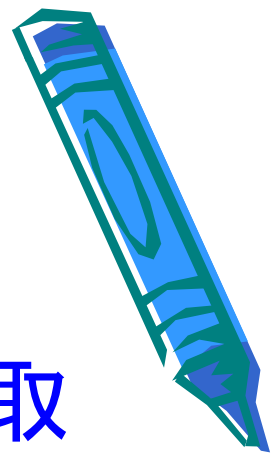


# 保佐(または補助)制度を利用すると

★Aさんが不動産の売却等, 重要な取引をする際には, 保佐人に相談し, 保佐人が「同意」します。

★もし, 「同意」なしに, Aさんが重要な取引をした場合には, 保佐人が「取消」をすることができます。

★さらに, 必要に応じて, 保佐人が銀行口座を管理する等, 「代理権」をあたえることもできます。



	代理権	同意権・取消権
後見	<u>すべての行為に 関する代理権</u>	不要
保佐	原則なし <u>必要に応じて付与</u>	<u>重要な行為の同意権</u> 必要に応じて増やす こともできる
補助	<u>必要に応じて付与</u>	<u>必要に応じて付与</u>

後見

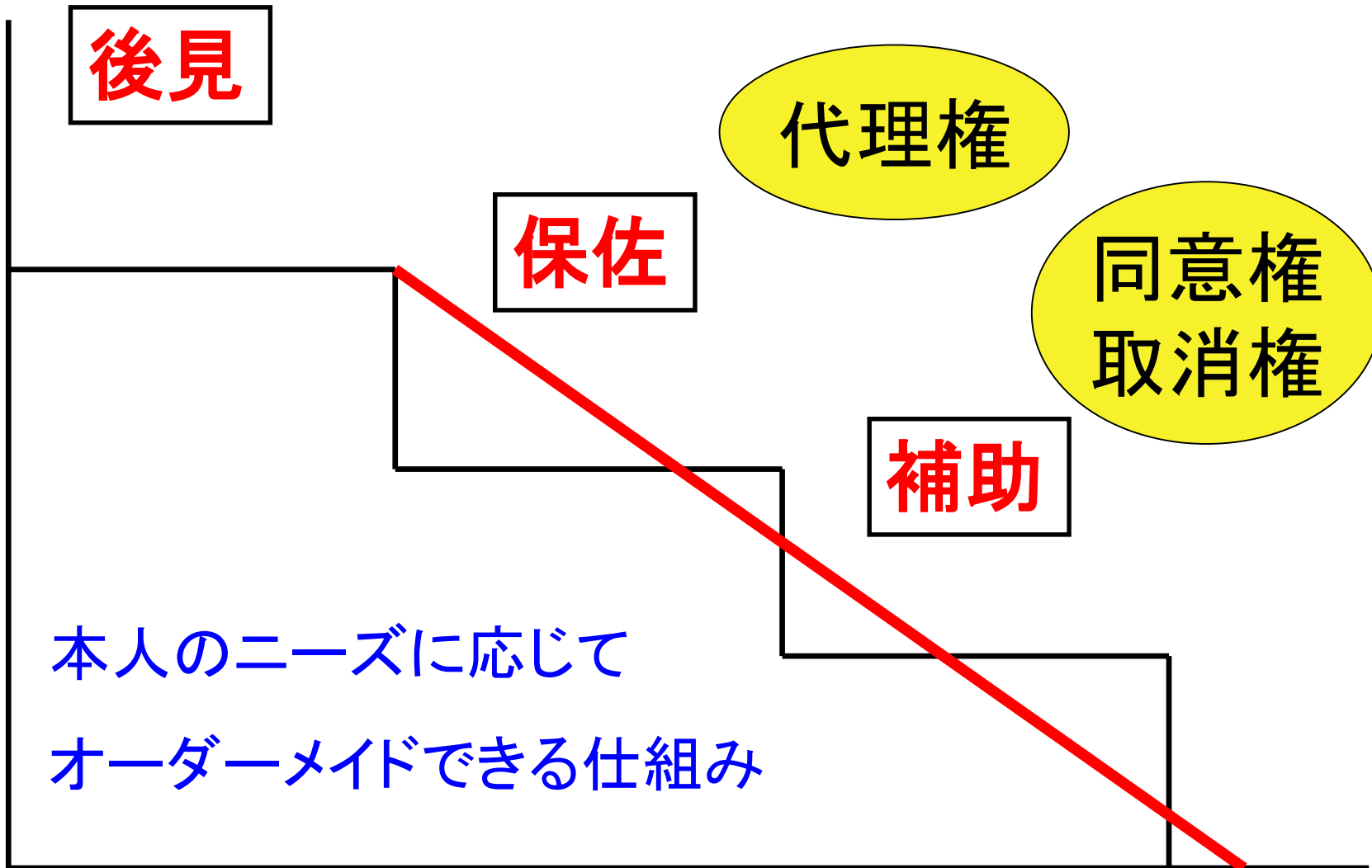
保佐

代理権

同意権  
取消権

補助

本人のニーズに応じて  
オーダーメイドできる仕組み



	申立件数	割合 (前年比)
<b>後見</b>	26,367件	72.2% (0.4%減)
<b>保佐</b>	7,530件	20.6% (11.6%増)
<b>補助</b>	2,600件	7.1% (30.7%増)

後見が中心で、  
保佐や補助が  
まだまだ活用  
されていない

しかし、後見に  
比べて、保佐・  
補助の増加率  
は高い

※令和2年の1年間の  
全国の統計

# 成年後見制度利用の動機



- 遺産分割をする必要がある。
- 認知症の父が特養にはいることになり、父の家を売却したい
- 親の定期預金を解約したい  
など、「手続きのため」の申し立てが多いのが現状
  - ⇒ 本人の権利擁護のための利用へ
- 「**身上監護**」を動機とする申立て  
「**身寄り**」の代替としての成年後見が増加している。



# 成年後見人の担い手

- ・ 親族：**約19.7%**（前年は21.8%）
- ・ 第三者後見人：**約80.3%**（前年は78.2%）
  1. 司法書士 11,184件
  2. 弁護士 7,731件
  3. 社会福祉士 5,437件
  4. 社会福祉協議会 1,455件

※令和2年の統計

第三者後見が著しく増加傾向にある

（※20年前は、比率が反対であった）







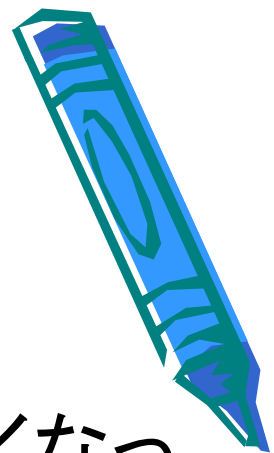
# どんなときに第三者がなるのか

- 身寄りがないとき
- 親族が遠方にしかいないとき
- 親族間に争いがあるとき
- 複雑な法律問題が存在するとき
- 後見人候補者が不適任のとき
- 前後見人に不正があったとき

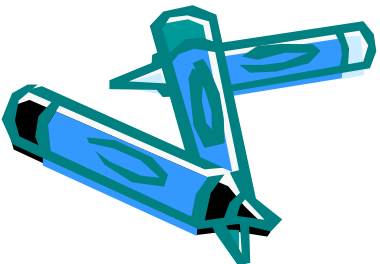
など



# よくある誤解＝成年後見 制度利用の際の注意点



- 成年後見は**一度始まると**（障がいがなくなったり、認知症がなおったりしない限り）**本人が死亡するまで終わらない**。
- 後見人等は、正当な事由がないと辞任できない。
- 申立書に「候補者」として推薦した者が後見人等に選任されるとは限らない。  
＝司法書士や弁護士が我が家に…



## ②成年後見人の職務と制度利用の効果

成年後見人の職務(1)＝「財産管理」

- ・「財産目録」の作成
- ・「後見予算」(収支予定表)の作成
- ・不動産, 動産, 預貯金, 証券, 保険等の管理、  
日常生活費の支払い、出納の記録

など...

⇒ 本人の財産が保全・保護される。

## ②成年後見人の職務と制度利用の効果

成年後見人の職務(2) = 契約の代理と同意

- ◆ 後見状態の人の財産を勝手に親族が売却・・・  
などということができなくなる  
⇒ 無効
- ◆ 保佐や補助状態の人が悪徳商法にまきこまれることを予防することができる  
⇒ 同意がなければ、取消ができる

## ②成年後見人の職務と制度利用の効果

成年後見人の職務(3)=身上監護

◆身上監護(身上保護)とは？

本人が健康で幸せなその人らしい生活を送れるように配慮し、支援すること。

⇒ 具体的には、医療や介護サービスを受けるための契約をし、適切なサービスが供給されるよう手配する(代理して契約する)ことなどを行う。

## ②成年後見人の職務と制度利用の効果

成年後見人の職務でないもの

- × **医療同意**→医療同意はあくまで本人又は家族
- × **事実行為**→後見人が直接身の回りのお世話を  
するわけではない。
- × **身元引受, 連帯保証**  
→ しかし, 成年後見制度を利用していれば,  
**身元引受人等を求められないことも。**  
**=「身寄り」の代替**

## ②成年後見人の職務と制度利用の効果

- 成年後見人の職務は、家庭裁判所（又は監督人が選任されている場合は監督人）の監督に服する。
- 成年後見人には、法律上、善管注意義務、身上配慮義務などの義務が課せられている。
- 不適切な後見事務を行っていた場合には、解任される可能性もある。

# (補足)

## ・善管注意義務について

善管注意義務とは、「善良な管理者の注意義務」の略。

後見事務を遂行するにあたって、「善良な管理者の注意」(後見人として通常期待される高度な注意義務)をもって行う必要があり、これを怠ると義務違反による過失を問われることとなる。自己の財産に対する注意義務よりも高度な注意義務を求められている。

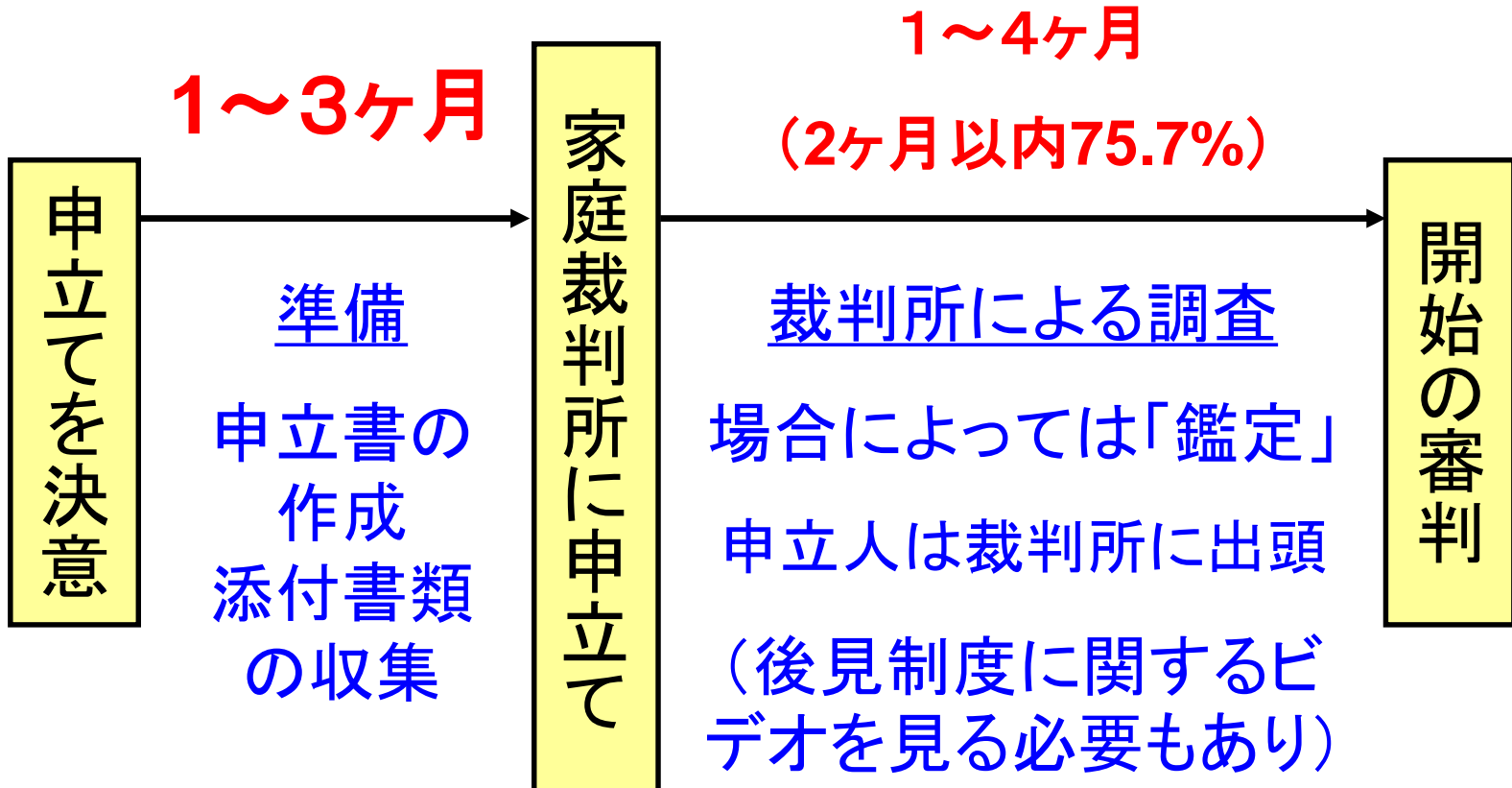
## ・身上配慮義務について

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」(民法858条)と規定されている。



## ③成年後見制度利用のための手続き

- ◆家庭裁判所による「**後見(保佐・補助)開始の審判**」が必要。
- ◆本人が認知症だからといって、勝手に成年後見が始まるわけではない。



1~3ヶ月

申立てを決意

準備  
申立書の作成  
添付書類の収集

家庭裁判所に申立て

1~4ヶ月  
(2ヶ月以内75.7%)

裁判所による調査  
場合によっては「鑑定」  
申立人は裁判所に出頭  
(後見制度に関するビデオを見る必要もあり)

開始の審判

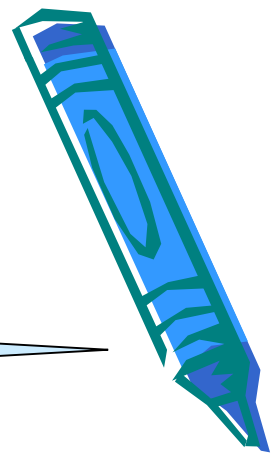
# 後見制度利用のための 「申立人」の問題



- 民法上、申立ての資格があるのは  
**本人、配偶者、四親等内の親族**  
保佐人や補助人（例外あり）
- 保佐や補助は本人が申立てることができるが、後見は難しい（不可能ではない）。
- 保佐や補助レベルなら、委任状をもらうなどして、戸籍を取って親族を調べることも  
できるが、後見ではやはり難しい。



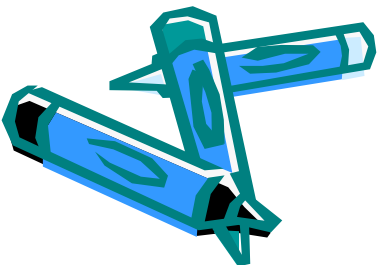
# 後見制度利用のための 「申立人」の問題



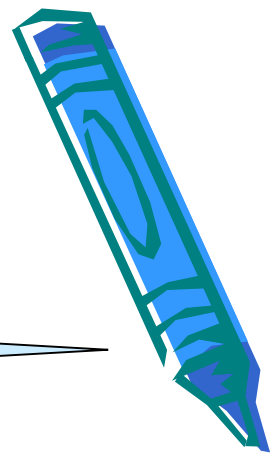
- では,
  - ★身寄りがない場合で  
しかも
  - ★後見相当の場合には？

⇒ 「市町村長申立」の活用

(市町村長にも申立権限が認められている)



# 後見制度利用のための 「申立人」の問題



「成年後見関係事件の概況」(R2)によると・・・

(最高裁判所が、毎年4月に公表。HP掲載)

全国では、

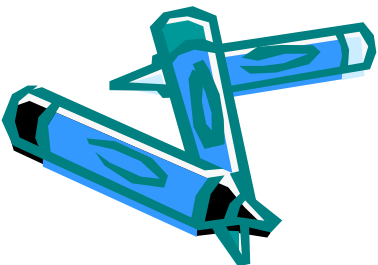
- ・申立総数 36,858件

  - うち市区町村長申立て 8,822件(23.9%)

鹿児島家庭裁判所管内

- ・申立総数 380件

  - うち市町村長申立て 85件(22.4%)



## ④成年後見制度利用のための費用

### <1> 申立てのための費用

- ・裁判所に納める印紙 3,400円～
- ・切手・登記手数料 6,000円程度
- ・鑑定になった場合 5万～10万円

★申立て書類の作成を弁護士や司法書士に依頼した場合の費用は別途必要となる。

## ④成年後見制度利用のための費用

### <2>成年後見人の報酬

#### ◆第三者後見の場合

後見人の報酬は、裁判所が決定（審判）する。現状では、本人の財産や収入、後見人が行った事務の内容によって変動する。

- ・生活保護受給者など報酬の負担が困難な方  
⇒成年後見制度利用支援事業（報酬の助成）  
各市町村に問い合わせる。

## ⑤任意後見制度の概略

- 任意後見制度

= 本人が判断能力があるうちに、自らの「任意後見人」を定めておく制度

(任意後見契約を公証人役場で締結)

◎本人の判断能力が低下した場合にはじめて発効する

◎発効させる時には、裁判所が「任意後見監督人」を選任し、「任意後見人」を監督する



## ⑤任意後見制度の概略

- 契約なので、後見業務の内容を指示することができる。
  - ◎財産管理の方針
  - ◎入所が必要になった時の入所施設
  - ◎(一定の範囲で)医療同意の内容など
- 後見人の報酬も契約で定める。

## ⑤任意後見制度の概略

どんな人の利用が多いか・・・

- 老後が不安
- 身寄りがいない
- 子どもに迷惑をかけたくない

⇒ **でも、老後の不安は認知症だけ  
ではない**

## ⑤任意後見制度の概略

- 次のようなものと組み合わせることで、様々な**老後の不安**に**トータルに対応**できる。
  - ◆ 任意後見契約が発効するまで間の「**財産管理契約**」、「**見守り契約**」
  - ◆ 後見終了後の「**死後事務委任契約**」
  - ◆ 「**遺言**」

# 成年後見制度と日常生活自立支援事業

## 日常生活自立支援事業

- 対象者は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方
- 契約にもとづいてサービスを提供するので、事業の契約内容について判断しうる能力が必要。
- 判断能力に問題がなく、身体障がいのみの場合や認知症や障がいに起因せず、単に浪費であることを理由とする場合は対象とならない。

# 成年後見制度と日常生活自立支援事業

※ サービスの内容  
次ページ

(鹿児島県社会福祉協議会ホームページから抜粋)

◆福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。  
(基本サービス)

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

※身元引受人や保証人になることはできません。

◆毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き

※債務整理や生活全般における監督指導はサービスの範囲ではありません。

◆日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

●住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談

●住民票の届け出等に関する手続き

●商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き

◆大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

●保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。

※保管できるもの（書類等） 年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。

# 成年後見制度と日常生活自立支援事業

- 成年後見制度が、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行うことが目的。
- 本人が判断能力を欠き契約を締結できない場合には、成年後見制度により選任された成年後見人等との間で利用契約を締結することとなる。※利用できない場合も
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業とが連携を密にして、両者があいまって機能を果たすことにより、判断能力が不十分な方も安心して生活できるよう支援することが必要。



# 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）でも、

- ・「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の強化」


- ・「成年後見制度へのスムーズな移行」  
が進められるべきとされている。

## 事例1

- ・母親と子、孫の3人暮らし。母親は認知症のため施設(グループホーム)に入所。
  - ・孫は入院中(病院が通帳を管理)
  - ・全員が障害年金受給
  - ・子が母親の金銭を管理するものの、知的障がいや浪費ぐせのため、施設費や入院費を滞納
- 対応策は？

## 事例2

- ・高齡の男性
- ・一人暮らし、知人が援助していたが、自宅に請求書などがたくさん届いていた。
- ・債務整理手続
- ・日常生活自立支援事業を利用
- ・その後・・・



# よくある質問と回答 (FAQ)

Q1 成年後見制度の相談があった時の支援者としての対応，流れはどのようにすればよいでしょうか。

### ＜基本姿勢＞

普段から様々な相談を受けている方にとって，成年後見に関する相談もその他の相談と同じ。

まずは，相談者のニーズをよく把握すること。後見制度の相談のようで，実は，そうでないこともたくさんあります。

<本人からの相談>

老後の不安から相談が・・・でも・・・

→介護の不安？健康の不安？

→財産管理の不安？

<家族等からの相談>

本当に本人のため？

成年後見制度を理解している？

◎成年後見制度は万能ではない

他の様々な施策や社会資源と連携して

本人の権利を擁護する制度

⇒利用にあたり、しっかりと検討を。

## Q2 後見制度を利用することで、 デメリットはないでしょうか？

- ①権利擁護のための制度であるとともに、**重大な権利制限を伴う**ことに注意。  
＝自分の財産を自分で管理できなくなる
- ②~~後見の場合、選挙権が剥奪される~~  
(~~保佐、補助は大丈夫~~)  
→**法改正がなされました。**
- ③手続きが煩雑、**費用**がかかる。
- ④一度開始されると、**永続**する。

### Q3 後見申立にかかる費用は本人(被後見人等)のお金から出してよいのですか？

裁判所に納める印紙, 切手	○
鑑定費用	○
司法書士報酬(書類作成)	×
添付書類を集めるための実費	×

- 本人の負担とすることができる
- × 申立人が負担しなければならない

後見開始後の後見人等の報酬は、本人の財産から支出することとなります。



## Q4 申立人が、経済的に後見申立にかかる費用を負担できない場合に何かよい方法はありませんか？

- 法テラスによる法律扶助が使える場合があります（ただし、収入及び資産要件あり）
- 法テラスが申立て費用や司法書士弁護士費用を立替えてくれて、その後、分割弁済とすることができます。
- また、生活保護の方やこれに準ずる方（準生活保護）の場合、償還が免除されることもあります。

Q5 家族との関わりがない人で、認知症状もみられ、判断能力が乏しい人は、誰が申立てすれば良いのでしょうか？

原則として、市町村長による申立て

○ ただし、本人が保佐，補助相当の場合

⇒ 本人申立ても可能。

○ 本人が戸籍をとるということを理解し委任できる場合

⇒ 本人からの委任状で可能な範囲で戸籍等を取得し、親族調査を行うことができる。  
それから市町村長申立を考えることも。


Q6 身寄りのない方がなくなった場合、後見人は葬儀や埋葬などもしてくれるのでしょうか？

■法律的には、後見業務は、本人の死亡によって当然に終了する。

■しかし、実際には、後見人がやむなく行なわなくてはならないこともある。

（ただし、火葬や略式の葬儀手配の程度まで。）

※平成28年10月13日施行される法律により、家裁の許可を得て、成年後見人が火葬・埋葬まで出来ることになりました。ただし、葬儀の実施は法定されていません。



Q7 対象者(本人)にとっては後見が必要と  
思われますが、対象者(本人)自身が希望しな  
い場合は、それでも同意が必要でしょうか？

■次ページの通り

# 法定後見の開始と本人の同意との関係

- 後見＝本人の同意不要
- 保佐＝申立てについては本人の同意不要  
※代理権の付与, 同意権の拡張には,  
本人の同意が必要
- 補助＝申立て自体に本人の同意が必要  
※代理権の付与, 同意権の付与には,  
本人の同意が必要

Q8 病院に入院された場合、連帯保証人や緊急時の連絡先が誰もいない場合は後見人がなってもらえるのでしょうか

- 「連帯保証人」には原則としてなれません。
- 「緊急連絡先」にはなりません。
- 死後の事務は本来業務ではありませんが、実際にはやらざるを得ないのが現実です。  
(Q7参照)  
⇒ 「身寄り」の代わりとしての後見制度



Q9 成年後見制度と日常生活自立支援事業との違い(メリット／デメリット)を教えてください。

■次ページの通り

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
手続き	家庭裁判所に申立て 費用もかかる	(本人にとっては) 簡単で無料
対象	判断能力が不十分 な方々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に問題がある が契約ができる方</li> <li>・預ける預貯金が一定額 (500万円)以下の方</li> </ul>
費用	第三者後見の場合 報酬が発生する	低廉
代理権 取消権	施設との契約など 代理できる。取消も可。	代理権・取消権があるわけ ではない。



## Q10 身寄りがない方が亡くなった場合、その方の財産はどうなるのですか？

■あくまで相続人のもの

(①子, 孫②親, 祖父母③兄弟, 甥姪)  
(配偶者)

■遺言がある場合には原則遺言に基づく。

■相続人がいない場合には、「相続財産管理人」が管理を行い、特に縁故のある方に分与し、最終的には、国庫に帰属する。

(本人の立場から)

■元気なうちに、遺言を作成しておくことが望ましい。


(施設や病院の立場から)

■身寄りがない方から通帳等を預かっている場合、処理に困る場合が考えられる。

→ 成年後見制度の利用により成年後見人に任せるという方法も。

■預かっていたものは相続人に引き継ぐこと

→ 親族であっても相続人でないものに引き継ぐとトラブルのもとになる。



ご静聴有難うございました。